2026.10.22更新

令和8年度文字・活字文化振興にかかる諸外国事情調査　Q＆A

No.	質問	回答
1	仕様書7.①の「共同基金モデル」について、文化庁において具体的に想定している制度、協定又は資料がある場合、その名称等は。 また、7.②の書籍産業契約（Contrat de filière livre）との関係について、想定している整理はあるか。	仕様書7.①における「共同基金モデル」は、フランスにおいて国、国立書籍センター（CNL）、地域圏等が共同で財源を負担し、文字・活字文化振興に関する施策を実施する仕組みを便宜的に表現したものであり、特定の制度名称を指すものではありません。 また、書籍産業契約（Contrat de filière livre）については、国と地域圏等の連携による取組の一つとして調査対象としているものであり、本仕様書において両者の関係性をあらかじめ特定のものとして整理することは想定していません。 ※一例として、「書籍産業契約」の条項において「共同基金モデル」を規定するケースも存在するように認識しています。
2	本調査の成果物について、文化庁が想定する主な活用場面（審議会等での資料としての活用、公表の予定等）及び想定読者は。	本調査の成果は、文化庁における今後の文字・活字文化振興施策の検討に活用することを想定しています。 現時点において具体的な活用方法が確定しているものではありませんが、必要に応じて各種検討資料として活用することを想定しています。 また、報告書については、文化庁HP等において公表する場合があります。
3	仕様書7.②の「複数の地域圏」及び7.①②のヒアリング調査について、対象とする地域圏の数やヒアリング件数の目安は。	調査対象とする地域圏及びヒアリング対象については、調査目的の達成に資すると考えられる候補を受託者において提案いただき、文化庁との協議の上決定することを想定しています。 現時点で地域圏数又はヒアリング件数について一律の基準は設けていません。
4	仕様書7.①②のヒアリング調査について、現地での対面実施を想定しているか、もしくは、オンラインによる実施も可能か。 また、関係機関への協力依頼に当たり、文化庁名による依頼文書の発出等を依頼することは可能か。	ヒアリング調査については、対面又はオンラインのいずれの方法による実施も可能です。 具体的な実施方法については、調査の効率性及び実効性等を踏まえ、受託者からの提案を基に文化庁と協議の上決定することを想定しています。 また、関係機関への調査協力依頼については、必要に応じて文化庁名による依頼文書の発出等を検討します。
5	成果物について、仕様書3.では電子媒体各1部とされている一方、契約書（案）第17条では印刷物1部及び電磁的記録とされているが、印刷物の提出の要否如何。 また、仕様書3.③の収集資料について、外国語の原文資料は原文のままの提出でよいか、もしくは、和訳（全訳・要約訳）が必要か。	成果物については、契約締結時に確定する契約書の定めに従うこととし、現時点では契約書（案）第17条に記載のとおり、印刷物1部及び電磁的記録による提出を想定しています。 また、仕様書3.③の資料については、原則として原文での提出を可能とします。
6	本調査の実施に当たり、令和7年度調査で収集された資料やヒアリング記録等を受託者へ提供いただくことは可能か。 また、令和7年度調査を踏まえ、文化庁が本調査で特に重視する点はあるか。	令和7年度調査において収集された資料等の提供可否については、著作権その他の制約を踏まえ、契約締結後に個別に協議します。 また、本調査においては、令和7年度調査で把握した制度の概要を踏まえ、制度の具体的な運用実態、関係主体の役割分担及び連携の在り方等について、より詳細に把握することを期待しています。